

## 建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況(1/2)

## 1. 加入指導状況(平成26年9月現在)

平成24年11月から平成26年9月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり 【以下参考(26年3月時点)】

○これまでに確認した申請等件数	・	265,445件	(231,787件)
・申請等件数のうち既に加わっていた件数	・	232,490件	(204,649件)
・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数	・	32,955件	(27,138件)

## 【指導を受けた件数の内訳】

加入した件数	・	11,326件	(8,316件)
加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数	・	14,037件	(8,273件)
指導中又は加入確認待ちの件数	・	7,592件	(10,549件)

## 2. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

## ○建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)

- ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加
- ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大

## ○社会保険加入状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)

- ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施
- ・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報

## ○建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)

- ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定

## ○国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未加入対策に関する通知を发出(平成26年5月)

- ・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者である場合には建設業所管部局が加入指導を実施

## 建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況 (平成24年11月～平成26年9月まで)

「申請等件数」：建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。

「既加入件数」：「申請等件数」のうち、既に社会保険等に加入していた建設業者の件数。

「指導件数」：「申請等件数」のうち、社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。

「加入確認待ち件数」：「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができていない建設業者の件数。

「加入件数」：「指導件数」のうち、社会保険等に加入した建設業者の件数。

「通報件数」：「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通知した件数。

	申請等			指導		加入確認待ち		加入		通報	
	申請等 件数 (a)	既加入 件数 (b)	既加入率 (b)/(a)	指導件数 (c)	指導率 (c)/(a)	件数 (d)=(c)-(e)-(f)	比率 (d)/(c)	加入件数 (e)	加入率 (e)/(c)	通報件数 (f)	通報率 (f)/(c)
北海道・東北	34,655	31,348	(90.5%)	3,307	(9.5%)	829	(25.1%)	1,184	(35.8%)	1,294	(39.1%)
関東	71,516	55,726	(77.9%)	15,790	(22.1%)	3,705	(23.5%)	4,955	(31.4%)	7,130	(45.2%)
北陸	12,309	11,571	(94.0%)	738	(6.0%)	130	(17.6%)	366	(49.6%)	242	(32.8%)
中部	28,454	24,588	(86.4%)	3,866	(13.6%)	809	(20.9%)	1,069	(27.7%)	1,988	(51.4%)
近畿	49,521	44,202	(89.3%)	5,319	(10.7%)	1,202	(22.6%)	2,028	(38.1%)	2,089	(39.3%)
中国	17,461	16,445	(94.2%)	1,016	(5.8%)	193	(19.0%)	396	(39.0%)	427	(42.0%)
四国	10,654	10,198	(95.7%)	456	(4.3%)	38	(8.3%)	271	(59.4%)	147	(32.2%)
九州・沖縄	40,875	38,412	(94.0%)	2,463	(6.0%)	686	(27.9%)	1,057	(42.9%)	720	(29.2%)
合計	265,445	232,490	(87.6%)	32,955	(12.4%)	7,592	(23.0%)	11,326	(34.4%)	14,037	(42.6%)
大臣	9,538	9,520	(99.8%)	18	(0.2%)	3	(16.7%)	14	(77.8%)	1	(5.6%)
知事	255,907	222,970	(87.1%)	32,937	(12.9%)	7,589	(23.0%)	11,312	(34.3%)	14,036	(42.6%)

健康保険・厚生年金保険に係る地方整備局等からの  
通報に基づく適用促進の実施状況（ブロック本部別）

（平成26年9月末総計）

（単位：件）

ブロック本部名	① 通報件数	対 応 状 況			⑤ 引き続き対応を行っ ている件数 ①-(②+③+④)
		② 既に適用済み	③ 適用対象外	④ 適用に至った	
北海道	487	104	22	104	257
東北	870	205	44	226	395
北関東・信越	2,961	535	78	486	1,862
南関東	3,509	655	139	772	1,943
中部	1,809	222	97	297	1,193
近畿	1,598	389	82	310	817
中国	369	76	24	129	140
四国	127	16	20	58	33
九州	559	92	121	192	154
全国計	12,289	2,294	627	2,574	6,794

(注1) 平成24年11月～平成26年9月末までの通報件数及び対応状況件数を計上

(注2) ②欄については、①の通報があった時点において、事業主から自主的な届出等によって適用事業所等と確認できた件数を計上

(注3) ③欄については、適用対象外であることが判明した件数を計上

(注4) ④欄については、加入指導等を行った結果、適用に至った件数を計上

(注5) ⑤欄については、対応済みを除いたもので、引き続き、対応を行っている件数を計上

※雇用保険に関しては、9月末集計は行っていない。